

工事請負契約について（繁多川・真地・識名地区公民館・図書館（仮称）新築工事（建築））に対する附帯決議

地域住民の長年の念願がかない、繁多川・真地・識名地区公民館・図書館が建設されることになった。その建設予定地は、識名宮に隣接し、敷地内には歴史的に価値のある神応寺の遺跡も発掘されるなど、教育環境としては申し分のない場所である。

しかし、同予定地は、周辺地域との高低差が激しく、交通の便も悪いと言われている。

本来、公共施設の建設にあたっては、地域住民の利便性・快適性を最優先して建築されるべきである。

今回明らかになった工事計画概要によると、駐車場は身体障害者用 1 台及び搬入車両用 1 台の計 2 台のみであり、施設利用者のための一般駐車場が全く確保されてなく、施設利用の大きな障害になることは明らかである。

については、地域住民が、本施設を広く利用できるようにするため、一般駐車場を確保されるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 15 年（2003 年）12 月 22 日

那 覇 市 議 会

あて先 那 覇 市 長